

社会保険

Q&A

「教えて城間先生!!」

Vol. 13

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

今回は休憩時間についてです。



Q

当社の勤務時間を始業午前8時30分、終業は午後5時15分としています。この場合、休憩時間を午後12時15分から午後1時までの45分としているのですが、休憩時間は1時間でなくてもいいのでしょうか。

相談者：社長

A

休憩時間については労基法34条に規定され、1日の労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、1日の労働時間が8時間を超える場合には少なくとも1時間（60分）の休憩時間を与えることが必要であるとしています。この場合の労働時間とは実際に働いた時間をいい、残業時間（時間外労働）も含めた時間としています。



城間先生

A

あなたの会社の場合、就業規則の定めにより始業時刻は午前8時30分、終業時刻が午後5時15分、休憩時間が午後12時15分から午後1時までの45分であるということで、1日の所定労働時間は8時間となります。休憩時間については、所定労働時間が6時間を超え8時間を超えていないので45分と規定することに問題はなりません。

なお、残業により1日の労働時間が8時間を超えたときには15分の休憩時間を労働時間の途中で与える必要があります。

図で示すと以下ようになります

労働時間と休憩時間

始業時間

8:30 12:15 13:00 17:15 19:00

労働時間	休憩	労働時間	残業	休憩	残業
3時間45分	45分	4時間15分		15分	

17:30～17:45

所定労働時間（8時間）



法定労働時間（8時間）



拘束時間



その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

1月：6日（金）・13日（金）・20日（金）・27日（金）
2月：3日（金）・10日（金）・17日（金）・24日（金）

□各午後1時から午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

